

リトアニア

商標法

2006年6月8日法律 No. X-651 により改正された 2000年10月10日法律 No. VIII-1981

目次

第1章 総則

- 第1条 法の目的
- 第2条 法で適用する主たる定義
- 第3条 法の範囲
- 第4条 商標所有者の権利を保護する標識

第2章 商標の保護

- 第5条 商標を構成する標識
- 第6条 商標の登録の拒絶又は無効の絶対的理由
- 第7条 登録の無効の他の理由
- 第8条 権利の部分放棄
- 第9条 周知商標の保護
- 第10条 優先権

第3章 商標の登録

- 第11条 出願
- 第12条 出願日
- 第13条 出願の審査
- 第14条 商標の審査
- 第15条 審判請求
- 第16条 商標の登録
- 第17条 出願の取下
- 第18条 異議申立
- 第19条 国家特許庁における審判請求と異議申立の審理
- 第20条 商標登録証
- 第21条 リトアニア共和国商標登録簿
- 第22条 リトアニア共和国商標登録簿の詳細事項
- 第23条 出願及びリトアニア共和国商標登録簿における変更の記録
- 第24条 登録簿からの商標の削除
- 第25条 国家特許庁に提出する書類の要件
- 第26条 期限
- 第27条 手数料

第4章 団体商標

- 第28条 団体商標に関する権利
- 第29条 団体商標の登録及び使用

第5章 商標の国際登録

第30条 商標の国際登録の有効性

第31条 国際登録の無効

第32条 国際出願の提出又はリトアニア共和国における出願若しくは登録を基礎とする事後の領域拡張の請求

第33条 国内登録の国際登録による代替

第34条 商標の国際登録に適用される特例

第6章 商標登録の期間

第35条 商標登録の期間

第36条 更新

第7章 商標の登録により付与される権利

第37条 商標保護の範囲

第38条 商標所有者の権利

第39条 商標の効果の制限

第40条 商標により付与される権利の消尽

第41条 商標所有者の授権のない商標登録

第42条 辞書又はその他の同種作品における商標の複製

第8章 商標の移転、ライセンス許諾及び対物的権利

第43条 出願商標又は登録商標に関する権利の移転

第44条 ライセンス許諾

第45条 対物的権利

第9章 登録の無効及び取消

第46条 登録の無効

第47条 登録の取消

第48条 商品及び／又はサービスの一部についてのみの、登録の拒絶、登録の無効又は取消についての決定

第10章 紛争の解決、権利の行使

第49条 商標に関する紛争における管轄権を有する機関

第50条 権利の行使

第50-1条 情報の権利

第50-2条 証拠

第50-3条 証拠保全のための暫定措置及び措置

第50-4条 矯正措置

第51条 実質的損害の回収

第51-1条 司法決定の公表

第 52 条 税関監督措置の適用

第 53 条 商標所有者の権利の侵害に対する刑事責任

第 11 章 最終規定

第 54 条 経過規定

第 55 条 政府への勧告

第 55-1 条 共同体商標に関する規則の適用

第 56 条 本法の施行

第1章 総則

第1条 法の目的

1. 本法は、リトアニア共和国における商標の法的保護、その登録及び使用、並びにリトアニア共和国商標登録簿の管理を規定する。
2. 本法の規定は、本法の付属書に示す欧州連合の法令に調和している。

第2条 法で適用する主たる定義

1. 「商標」とは、ある者の商品又はサービスを他人の商品又はサービスから識別することができる標識であって、図示することができるものをいう。本法の適用上、サービスマークも商標として取り扱われる。
2. 「者(人)」とは、自然人又は法人をいう。
3. 「団体商標」とは、人の団体(組合(association)、団体(union)、共同企業体(consortium)等)により登録される標章をいう。
4. 「地理的表示」とは、一定の商品の既知の品質、評判又はその他の特徴が、実質的にその原産地に由来する場合において、直接的に又は間接的に一定の領域、地域又は地方を原産地とする当該商品を特定する地名若しくはその他の語又は標識をいう。
5. 「原産地」とは、これによって一定の商品又はサービスの真実の産地を特定することができる国、領域、地域又は地方をいう。
6. 「出願書類」とは、出願人が自己の商標を登録するために、本法に規定する手続に従って、リトアニア共和国国家特許庁(以下「国家特許庁」という)に提出する一式の書類をいう。
7. 「出願人」とは、商標の登録をその名義人となって出願する者又は一群の者をいう。
8. 「特許弁護士」とは、リトアニア共和国政府から承認された特許弁護士法に規定されている手続に従って、リトアニア共和国特許弁護士登録簿に登録された自然人をいう。
9. 「商標所有者」とは、本法により規定される方法でリトアニア共和国において保護される商標の権利の所有者をいう。
10. 「ライセンス」とは、ライセンス契約の条件に基づいて商標を使用することを、商標所有者(使用許諾者)が他人(使用権者)に許諾することをいう。
11. 「サブライセンス」とは、サブライセンス契約の条件に基づいて商標を使用することを、使用権者が他人に許諾することをいう。
12. 「国際博覧会」とは、1928年11月22日にパリで採択され、1972年11月30日に最終改正された国際博覧会に関する条約による公式又は公認の国際博覧会をいう。
13. 「標章の国際登録」とは、標章の国際登録に関するマドリッド協定に関する1989年6月27日に採択された議定書(以下「マドリッド議定書」という)に基づいた、世界知的所有権機関の国際事務局(以下「国際事務局」という)の国際登録簿における標章の登録をいう。
14. 「国際出願」とは、マドリッド議定書に基づき、国家特許庁を介して又はその他何れかのマドリッド議定書加盟国の官庁を介して、国際事務局に標章の国際登録を求めて出願することをいう。
15. 「パリ条約」とは、工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約であって、1967年7月14日ストックホルムで改正され、1979年9月28日に補足されたものをいう。
16. 「ニース分類」とは、商品及びサービスの国際分類であって、標章の登録のための商品

及びサービスの国際分類に関する 1957 年 6 月 15 日のニース協定により承認され、1967 年 7 月 14 日ストックホルムで改正され、1977 年 5 月 13 日にジュネーヴで改正され、1979 年 10 月 2 日にジュネーヴで修正されたものをいう。

17. 「国家特許庁の公報」とは、国家特許庁が商標に関する詳細事項の公示を行う定期刊行物であって、本法及びリトアニア共和国商標登録簿法に基づくものをいう。

18. 「国際事務局の国際商標公報」とは、世界知的所有権機関の国際事務局の定期刊行物である「WIPO 国際商標公報」をいい、この公報で国際事務局が商標の国際登録に関する詳細事項を公示する。

19. 「規則」とは、国家特許庁長官により承認された商標登録規則をいう。

20. 「商品化」とは、営利を目的とする商品の使用をいう。

21. 「法人の商号」とは、法人、その支社又は代理店の商号をいう。

22. 「共同体商標」とは、共同体商標に関する規則に含まれる条件に従って登録を求める又は登録された商標をいう。

23. 「共同体商標に関する規則」とは、共同体商標に関する 1993 年 12 月 20 日の理事会規則 (EC)No. 40/94 をいう。

第 3 条 法の範囲

1. 本法は、国家特許庁に提出する出願において登録を請求するか、若しくは本法により規定されている方法により登録されるか、若しくはリトアニア共和国において有効な国際商標登録に係る全ての商標であって、商品及び／又はサービスを特定することを意図したものに適用される。

2. 本法は、リトアニア共和国において周知のものと認められる商標にも適用される。

3. リトアニア共和国が加盟国である国際協定が、本法に規定する以外に要件を規定する場合は、国際協定の要件が適用される。

4. 外国人は、本法及びその施行を定める法令に規定する全ての権利を行使することができる。

第 4 条 商標所有者の権利を保護する標識

商標所有者は、所有者の権利を保護する標識を用いて、その商標に関するその者の権利を公衆に知らせることができる。この標識は、文字 R を円で囲むものから成り、商標の右側(右上又は右下)に表示する。

第2章 商標の保護

第5条 商標を構成する標識

本法に基づいて法的保護の適用対象となる商標は、特に、次の標識から成ることができる。

- (1) 語、姓名、雅号、法人の商号、スローガン
- (2) 文字、数字
- (3) 図面、記章
- (4) 立体形状(商品の形状、その包装又は容器)
- (5) 色彩、色彩の組合せ、及びこれらの構成
- (6) (1)から(5)までに規定する標識の組合せ

第6条 商標の登録の拒絶又は無効の絶対的理由

1. 標識は、次の何れかの場合は、商標として認められず、登録を拒絶されるか又は登録商標の登録が無効であることを宣言される。

- (1) 第5条の要件に基づく商標を構成することができない場合
- (2) 識別性を有していない場合
- (3) 通常の見地において又は善良かつ確立した取引慣習において一般化されている場合
- (4) 商品及び／又はサービスの種類、品質、数量、用途、価格、原産地、商品の生産時期又はサービスの提供時期、若しくは生産方法その他の特徴を、取引において指定するために用いる標識又は表示から専ら構成される場合
- (5) 公衆が商品及び／又はサービスの内容、品質又は原産地等について、誤認する虞がある場合
- (6) 社会倫理及び人道主義の原理を含む公序良俗に反する場合
- (7) 商品自体の内容に由来する形状、又は技術的結果を得るために必要な商品の形状、又は商品に実質的価値を与える形状から専ら構成される場合
- (8) リトアニア共和国の公式又は伝統的(略式)名称、紋章、旗章その他の国章若しくは紋章学的見地からの模倣物、更には監督及び保証を表示する公式標識及び刻印、証印、メダル又は勲章から構成される場合。ただし、リトアニア共和国政府が授権した機関から、これらを商標において使用することを所定の手続に従って許可されている場合はこの限りでない。
- (9) その登録が他の国又は国際機関の管轄当局により認可されておらず、かつ、その登録がパリ条約第6条の3に従って拒絶又は無効とされるものである標識から構成される場合
- (10) 象徴的価値の高い標識、特に、宗教的象徴である場合
- (11) 商品が産地でない領域を表示した地理的表示を含み又はそのような地理的表示から構成され、リトアニア共和国においてのそのような商品の商標においてのその表示の使用が、商品の真の原産地について公衆を誤認させる虞のある内容のものである場合。前記の規定は、商品の原産地について文字通りには正しいが、公衆に対してはその商品が別の領域を産地とする旨の誤った表示となる地理的表示にも適用される。
- (12) 商品の真実の産地が表示されているか又はその地理的表示が翻訳して使用されているか又は「kind」、「type」、「style」、「imitation」等のような表現を伴っている場合であっても、問題の地理的表示が表示する場所を産地としないぶどう酒若しくは蒸留酒を、その場所が産地であるものとしてぶどう酒若しくは蒸留酒を識別する地理的表示を含むか又はこれか

ら成るものである場合

2. 1. (2), (3)又は(4)に規定された場合において、標識は、その標識の使用の結果、登録出願日前であるか、出願日後又は商標登録日後であるかを問わず、識別性を獲得しているときは、商標として認められその登録は無効とされない。

第7条 登録の無効の他の理由

1. 商標の登録は、その商標が次の場合は、無効を宣言される。

(1) 先の商標と同一であって、その商標が登録されている商品及び／又はサービスが、先の商標が出願又は登録されている商品及び／又はサービスと同一である場合

(2) 先の商標と同一又は類似であって、その商標に係る商品及び／又はサービスの同一性又は類似性の理由で、公衆に混同が生じる虞がある場合。この混同の虞には、先の商標との関連性が生じる虞を含む。

(3) リトアニア共和国において第9条に規定される方法で周知と認識されている商標と同一であって、かつ、その所有者が他人であるか、又は周知商標と類似している理由で公衆を誤認させる虞がある場合

(4) 商標の登録出願日前に又は優先日前に、リトアニア共和国において既に商号に関する権利を取得している他人が所有者である法人の商号と同一であるか又はその法人の商号と誤認する虞がある場合であって、その法人が当該特定日に前記登録商標に係る商品及び／又はサービスの由来する取引と同一又は類似の取引に携わる権利を有していた場合

(5) リトアニア共和国において保護されている地理的表示と同一であるか又はその地理的表示と誤認する虞がある場合。ただし、その地理的表示を使用する権原を有する者によって登録出願された商標に権利の放棄部分としてその表示が包含される場合はこの限りでない。

(6) 保護されている工業意匠、若しくはその他の工業所有権対象物、著作権に基づいて保護されている文学、科学又は芸術作品、著名人の姓名又は雅号、若しくは他人の肖像と同一であるか、又は上記と混同する虞のある類似のものである場合。ただし、権利の所有者又はその承継人により同意が与えられている場合は、この限りでない。

(7) 先の共同体商標が欧州共同体で名声を有する場合であり、後の商標の正当な理由のない使用が先の共同体商標の識別性又は名声を悪用し又は損なわせることとなる場合において、先の共同体商標と同一又は類似の商標であって、先の共同体商標が登録されているものと類似でない商品及び(又は)サービスについて登録されようとする又は登録された場合

2. 1. (1), (2)及び(7)の適用上、「先の商標」とは、次のものをいう。

(1) リトアニア共和国において商標登録出願した日が、場合に応じてその商標について付与され又は主張された優先権を考慮して、1.に規定する商標の登録出願日より早い商標

(2) マドリッド議定書に基づくリトアニア共和国への商標登録日が、場合に応じてその商標について付与され又は主張された優先権を考慮して、1.に規定する登録出願日より早い商標

(3) 1.に規定する商標の登録出願日において、場合に応じてその商標について付与され又は主張された優先権を考慮して、第9条に規定された方法でリトアニア共和国において周知のものと認識されている商標

(4) 共同体商標規則に従って登録出願日を有する共同体商標であって、その出願日が、場合に応じてその商標について主張され又は付与された優先権を考慮して、1.にいう商標登録出願日より早い商標

(5) 共同体商標であって、2. (1)又は(2)にいう商標に対して、後者の商標が放棄され又は失効させられている場合でも、共同体商標規則に従って先順位を主張する共同体商標

3. 商標の登録は、商標出願が出願人により悪意でなされたことが明白になる場合は、無効を宣言することができる。

第8条 権利の部分放棄

1. 商標は、別個の(独立の)商標としての登録資格のない要素から構成することはできない。
2. 商標が、1.にいう要素を含む場合であって、その商標の登録が商標の保護の範囲についての疑義を生じさせる虞があると推測する特別の理由がある場合は、その要素は、出願人又は商標所有者の請求により、国家特許庁の決定又は裁判所の決定に基づいて、権利の部分放棄と認定される。
3. 商標の要素が権利の部分放棄と認定された状況がなくなった場合は、その要素についての又は2.にいう制限がない状態でその要素を含む商標についての新たな商標登録出願をすることができる。
4. 権利の部分放棄は、商標所有者の排他権には及ばない。

第9条 周知商標の保護

1. 商標は、その使用又は広告の結果、その商標が関係する分野の公衆において周知となったときは、リトアニア共和国において周知と認定することができる。
2. リトアニア共和国において周知と認定された商標は、その登録がない場合でも保護される。
3. 商標は、法律手続に従ってリトアニア共和国において周知と認定される。
4. リトアニア共和国において周知と認定された商標の所有者は、第38条に規定する権利に加えて、その者の許可を有していない他人が、周知とみなされかつ同一及び／又は類似の商品に使用される商標の複製、模倣又は翻訳を構成する標識であって、混同が生じる虞のあるものを、商工業活動において使用することを禁止する権利も有する。
5. リトアニア共和国において周知と認定された登録商標の所有者は、第38条に規定する権利に加えて、その者の許可を有していない第三者が、周知と認定された商標の複製、模倣又は翻訳であって、混同が生じる虞のある標識を、その周知商標に基づく商品及び／又はサービスとは類似しない商品及び／又はサービスに関して、商工業活動において使用することを禁止することができる。ただし、これは、前記商品及び／又はサービスに関してその商標を使用することが、前記商品及び／又はサービスと、周知商標に基づく商品及び／又はサービスとの間に関連があることを示す虞がある場合、かつ、登録された周知商標の所有者の権利がそのような使用により害される虞のある場合に限る。

第10条 優先権

1. 出願には、同一の商標について、パリ条約の加盟国又は世界貿易機関の加盟国において出願された1以上の先の出願に基づいた優先権を主張する旨の請求を含めることができる。ただし、その出願人又はその権原承継人が、最初の出願日後6月以内に国家特許庁に出願する場合に限る。
2. 出願には、その出願の対象となっている商標を付した商品及び／又はサービスが公式又は公認の国際博覧会に最初に展示された日に基づいた優先権の付与を求める請求を含めること

ができる。ただし、その出願を、その商標に基づく商品及び／又はサービスをその博覧会で最初に展示した日後6月の期間内に国家特許庁に行う場合に限る。

3. 1. 及び 2. の規定の利益を得ようとする出願人は、当該最初の出願の認証謄本又はその商標を付した商品及び／又はサービスが最初に展示された国際博覧会の管理責任者によって交付された証明書を国家特許庁に提出しなければならない。これらの書類は、出願時又は出願日後3月以内に提出することができる。

4. 3. に基づく要件が満たされていないことが国家特許庁により判明した場合は、1. 又は 2. にいう請求はなかつたものとみなす。

第3章 商標の登録

第11条 出願

1. 商標を登録しようとする者は、国家特許庁に出願をしなければならない。
2. 代理人も、出願人の代理として国家特許庁に、出願することができる。リトアニア共和国又は他の欧州連合加盟国の永住者でない外国の自然人及びリトアニア共和国に登録された支社若しくは代理店又はその他の欧州連合加盟国に登録された事務所、支社若しくは代理店を有していない外国の法人は、国家特許庁への出願及び審判部への申立も含めた国家特許庁への商標登録に関する全ての手続を、リトアニア共和国の特許弁護士を通じて行わなければならない。
3. 1出願は、1商標登録についてなされなければならない。
4. 商標登録の出願書類は、次のものから構成される。
 - (1) 商標の登録及び商標登録証の交付を求める願書であって出願人又はその代理人が署名したもの
 - (2) 所定の手数料を納付したことを証明する書類
 - (3) 授權された者が出願する場合は、その者に与えられた委任状
 - (4) 優先権の付与を求める請求(該当する場合)
 - (5) 第6条1.(8)及び(9)に基づいて管轄当局により交付された許可書(該当する場合)
 - (6) 団体商標の使用を管理する規約(該当する場合)
 - (7) 第7条1.(6)に関する権利所有者の同意(該当する場合)
5. 商標の登録及び商標登録証の交付を求める願書には、次のものが含まれていなければならない。
 - (1) 出願人及びその代理人を特定する情報
 - (2) 登録出願の対象である商標の複製及び説明
 - (3) 登録出願の対象である商品及び／又はサービスの名称であって、出願日に有効なニース分類に従って分類されたもの
 - (4) 登録出願の対象である商標が立体である旨の陳述(該当する場合)
 - (5) 色彩又はその組合せ、及び色彩の構成が商標の識別性を有する特徴である旨の陳述(該当する場合)
 - (6) 商標の何れかの要素が権利の部分放棄とみなされる旨の陳述(該当する場合)
 - (7) 商標が国家特許庁の標準文字で登録及び公告されるものである旨の陳述(該当する場合)
 - (8) 商標の翻字又はその語句要素、及びそのリトアニア語への翻訳(該当する場合)
 - (9) 登録出願の対象である商標が団体商標である旨の陳述
6. 出願には、1以上の分類の商品及び／又はサービスの登録の請求を含めることができる。所定の追加手数料を、出願に表示の2以上の分類の商品及び／又はサービスについて納付しなければならない。

第12条 出願日

1. 第11条4.(1)及び(2)に列挙する書類が国家特許庁によって受領された日が、出願日とみなされる。
2. 第11条4.(1)及び(2)に列挙する書類の少なくとも1が提出されなかった場合は、その出

願に対する出願日は付与されず、その出願書類は、表示された不受理の理由を付して出願人に返却される。

3. 出願人は、登録出願日から商標の先順位の権利を得る。これには、該当する場合は、主張又は付与された優先権を考慮に入れる。当該日から商標登録証の交付日まで、仮の法的保護が商標に与えられ、これは、第 38 条に規定する権利の侵害の虞があることについて他人に警告して、主張する権利を与えるものである。

4. 出願人が出願を取り下げたか、商標が登録されなかったか又は商標所有者の請求により登録簿から削除されたか、又は商標の登録が他人により異論を提起された場合は、3. に規定する仮の法的保護は商標に与えられなかったものとみなされる。

第 13 条 出願の審査

1. 国家特許庁は、出願を受領してから 1 月以内に、出願書類の方式審査を行わなければならない。これはすなわち、第 11 条 4. (1) 及び(2)に規定する書類が提出されているか否か及びそれら書類が方式要件を満たしているか否かを点検することである。

2. 国家特許庁は、提出されたものを出願と認め、第 11 条 4. (1) 及び(2)に規定する書類が提出されており、かつ、全ての方式要件が満たされている場合に限り、これに出願日及び出願番号を付与する。

3. 国家特許庁は、2. に規定する手続を取った上で、付与された出願日及び出願番号を表示した出願受理の通知書を出願人又はその代理人に交付する。

4. 国家特許庁は、出願に出願日を付与した上で、第 11 条 4. に規定する全ての書類が提出されているか否か、これら書類が本法及び規則の要件を満たすか否か、並びに登録出願の対象である商品及び／又はサービスがニース分類の要件を満たすか否かを点検する。

5. 国家特許庁は、第 11 条 4. に規定する全ての書類が提出されてはいないこと又は書類が本法及び規則の要件を遵守していないことを確認したときは、その旨を書面で出願人又はその代理人に通知し、不備及び必要な是正を指摘する。通知の送付後 3 月以内に出願の不備が是正されない場合は、国家特許庁は、出願がされなかったものと認め、その旨を書面で出願人又はその代理人に通知する。

6. 国家特許庁は、商品及び／又はサービスがニース分類を遵守していないことを確認したときは、出願人又はその代理人に通知を送付し、不備を指摘して何れの不備を是正しなければならないか指摘する。通知の送付日後 3 月以内に前記にいう不備が是正されないか又は出願人若しくはその代理人が国家特許庁の指示に異論を唱える場合は、国家特許庁は、出願全体又は出願人若しくはその代理人がその分類に異論を唱えた商品及び／又はサービスに言及する部分を拒絶し、その旨を書面で出願人又はその代理人に通知する。

第 14 条 商標の審査

1. 国家特許庁は、出願の審査をした上で、第 6 条の要件を満たすか否かを確認する目的で商標の審査を行う。

2. 商標が、第 6 条に基づいて登録することができない場合は、国家特許庁は、当該商品及び／又はサービスの全部又は一部について商標の登録を拒絶する決定を採択する。この決定採択後 10 日以内に、決定書に必ず商標登録拒絶の根拠及び理由を表示して、これを、出願人又はその代理人に送付する。

3. 出願人又はその代理人は、登録拒絶決定の送付日後 3 月以内に、国家特許庁に再審査を請求する権利を有する。
4. 再審査の請求書を受領し、出願人の提出した争点を審査した上で、国家特許庁は、再審査を行い、次の決定の 1 を採択する。
 - (1) 先の決定を無効と宣言し、商品及び／又はサービスの全部又は一部のみについて商標を登録する。
 - (2) 商標登録拒絶の決定を維持する。
5. 国家特許庁は、採択した決定を、その採択後 10 日以内に出願人又はその代理人に送付する。

第 15 条 審判請求

1. 再審査後に国家特許庁により採択された決定に異論を唱える出願人又はその代理人は、その決定の送付日後 3 月以内に国家特許庁審判部(以下「審判部」という)に、審査結果の再審理を求める裏付のある請求書及び所定の手数料の納付を証明する書類を添えて、書面で審判請求をする権利を有する。
2. 審判部は、審判請求の審理後、次の決定の 1 を採択する。
 - (1) 審判請求を認め、全部又は一部の商品及び／又はサービスについて商標を登録する決定を採択する。
 - (2) 審判請求を却下し、商標登録拒絶の決定を維持する。
3. 出願人又はその代理人は、審判部の決定に異論を申し立てる場合は、審判部が決定を採択した日後 6 月以内にビリニュス地方裁判所に審判部の決定に対して上訴する権利を有する。

第 16 条 商標の登録

1. 商標が第 6 条の要件を満たすことを確認した上で、国家特許庁は、商標を登録する決定を採択し、その決定採択後 10 日以内に、その決定書及び規定手数料の納付の指示を出願人又はその代理人に送付する。
2. 第 15 条に基づく審判請求を認めた場合は、国家特許庁は、1. に規定された手続に従って処理を取り進める。
3. 出願人又はその代理人が所定の手数料を納付した旨を証明する書類を提出した後は、商標は、リトアニア共和国商標登録簿に登録され、登録商標の情報は、国家特許庁の公報に公告される。

第 17 条 出願の取下

1. 出願人又はその代理人が、商標登録の決定書の送付日後 3 月以内に手数料を納付しない場合は、国家特許庁の決定により、出願は取り下げられたものとみなされる。
2. 出願が取り下げられたものとみなす決定を採択した後 10 日以内に、国家特許庁は、その決定書を出願人又はその代理人に送付する。
3. 出願人又はその代理人は、その出願の審査の如何なる段階においても、その出願を取り下げる又は出願に含まれた商品及び／又はサービスの一覧を限定する権利を有する。

第 18 条 異議申立

1. 国家特許庁の公報において登録商標が公告された後 3 月の期間内に、利害関係人は、商標の登録に対して、第 6 条及び(又は)第 7 条に基づいて登録することができないことを根拠として正当な裏付のある異議申立書を審判部に対して提出することができる。
2. 異議申立書の提出は、所定の手数料を納付することを条件とする。
3. 審判部は、異議申立書の受領日後 14 日以内に、その異議申立が 1. 及び 2. の要件を満たすか否かを確認する。審判部は、異議申立が本法及び規則に規定される手続に従って提出され、前記の要件が満たされている場合は、異議申立を審理可能なものとして受理し、その異議申立の対象である商標の所有者又はその代理人に、異議申立書の写しを 1 通送付する。
4. 異議申立の対象である商標の所有者又はその代理人は、異議申立書の送付日後 3 月以内に、正当な裏付のある答弁書を提出しなければならない。この正当な裏付のある答弁書が提出されない場合は、異議申立の審理に参加することを拒絶するものとみなされ、審判部が、異議申立の対象である商標の所有者又はその代理人の欠席の下で異議申立を審理することを妨げない。
5. 異議申立の審理後、審判部は、次の決定の 1 を採択する。
 - (1) 異議申立を認容可能なものと決定し、全部又は一部の商品及び／又はサービスについて商標の登録を無効と宣言する。
 - (2) 異議申立を却下し、商標の登録を維持することを認める。
6. 異議申立の対象である商標の所有者又はその代理人、若しくは異議申立人又はその代理人であって、異議申立の審理手続に参加しなかった者は、決定の採択日後 1 月以内に、書面でその決定を通知される。
7. 審判部による決定は、この採択日後 6 月以内にビリニユス地方裁判所に上訴することができる。
8. 審判部による決定は、国家特許庁の公報に公告される。

第 19 条 国家特許庁における審判請求と異議申立の審理

1. 審判請求及び異議申立に係る審判部による手続は、公開で行われる。
2. 異議申立の対象である商標の出願人、利害関係人、所有者又は前記の者の代理人は、審判部における審判請求及び異議申立の手続に参加する権利を有する。
3. 審判請求及び異議申立の審理手続は、国家特許庁の長官により承認された審判請求及び異議申立審理手続規則に規定する。

第 20 条 商標登録証

1. 国家特許庁は、登録商標の所有者又はその代理人に登録証を交付する。ただし、第 18 条に規定される手続に従って異議申立されなかったか、又は第 18 条 5. に従って異議申立が却下されたか又は商品及び／若しくはサービスの一部について認められた場合に限る。商標所有者又はその代理人が商標登録証をその交付日後 1 月以内に来庁して受け取らない場合は、その者にその登録証が郵送される。
2. 商標登録証の様式及び詳細事項は、国家特許庁が決定する。
3. 商標登録証は、リトアニア共和国商標登録簿における商標の記入及び商標所有者のその登録商標に関する排他権を証明する法的書類である。

4. 商標所有者が、商標登録証を紛失した場合は、その者は、登録証の副本の交付を受けることができる。

第 21 条 リトアニア共和国商標登録簿

1. リトアニア共和国商標登録簿は、国家登録簿である。登録簿は、国家特許庁が管理する。
2. 商標に関する書類及び詳細事項の蓄積、維持、保管及び使用に係る手続は、政府により承認されたリトアニア共和国商標登録簿法により規定される。

第 22 条 リトアニア共和国商標登録簿の詳細事項

1. リトアニア共和国商標登録簿には、次の詳細事項を、記録し保管しなければならない。

- (1) 商標の複製
- (2) 登録出願する商標を適用する商品及び／又はサービスの名称であって、出願日において有効なニース分類に従って分類したもの
- (3) 出願日及び出願番号
- (4) 商標登録日及び登録番号
- (5) 出願人の名称又は姓名及び住所(営業所の所在地)
- (6) 商標所有者の名称又は姓名及び住所(営業所の所在地)
- (7) 登録の満了日
- (8) 第 10 条 1. に基づいて優先権が付与されている場合は、優先日、最初の出願番号、国家コード
- (9) 第 10 条 2. に基づいて優先権が付与されている場合は、博覧会の名称、商品及び／又はサービスの展示日
- (10) 代理人が任命されている場合は、その姓名、住所(営業所の所在地)
- (11) 商標が団体商標、立体商標である旨又は色彩が商標の識別性を構成する旨の陳述
- (12) 商標の登録、使用、保護に関するその他の詳細事項
- (13) 詳細事項の補正の理由及び日付

2. 全ての自然人及び法人は、リトアニア共和国商標登録簿規則により規定された手続に従ってリトアニア共和国商標登録簿の詳細事項を利用する権利を有する。

3. 国家特許庁は、所定の手数料を納付して請求した者に、リトアニア共和国商標登録簿の抄本を交付する。

第 23 条 出願及びリトアニア共和国商標登録簿における変更の記録

1. 出願人、商標所有者又はその代理人は、次の事項を国家特許庁に通知しなければならない。

- (1) 出願人若しくは商標所有者の名称又は姓名又は住所(営業所の所在地)における変更
- (2) 出願人若しくは商標所有者の代理人又はその代理人住所(営業所の所在地)の変更
- (3) 国家特許庁の所見において、変更が商標の識別性に関するものでない場合は、登録出願商標の又は登録商標の表示における変更
- (4) 商品及び／又はサービスの一覧の限定
- (5) 出願人又は商標所有者の全部又は一部の変更
- (6) 必要な誤記訂正

2. 出願における又はリトアニア共和国商標登録簿における変更の記録を請求する場合は、出

願人、商標所有者又はこれらの代理人は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 出願における又はリトアニア共和国商標登録簿における記録の変更を求める請求書
 - (2) 1. (5)及び(6)に規定する補正の記録を請求する場合は、その請求を裏付ける書類
 - (3) 所定の手数料を納付したことを証明する書類
3. 国家特許庁は、2.に規定する書類の受領後、受領日後1月以内にこれらの書類を確認し、出願における又はリトアニア共和国商標登録簿における変更を記録する。ただし、当該書類が本法及び規則に規定された要件を満たす場合に限る。
4. 変更は、これが記録された日から有効となる。リトアニア共和国商標登録簿における変更の通知は、国家特許庁の公報に公告される。
5. 国家特許庁による誤記は、無償で訂正される。

第24条 登録簿からの商標の削除

1. 次の場合は、商標は、リトアニア共和国商標登録簿から削除される。
 - (1) 審判部が第18条に規定された手続に従って商標の登録を無効と宣言する場合
 - (2) 裁判所の決定により商標の登録が無効と宣言され、又は取り消される場合
 - (3) 商標の登録が第36条に規定された手続に従って更新されていない場合
 - (4) 商標所有者が商標を登録簿から削除することを請求する場合
2. 国家特許庁は、次の書類の1を受領後、リトアニア共和国商標登録簿から商標を削除する。
 - (1) 商標の登録を無効と宣言すること又は商標の登録を取り消すことを有効にする裁判所の決定
 - (2) 商標所有者の請求書
3. 審判部が商標の登録を無効と宣言する決定をした後に、又は第36条に規定された手続に従って商標の登録更新がされなかった場合に、商標は、国家特許庁の発意で登録簿から削除される。
4. 登録簿から商標を削除した旨の通知が、国家特許庁の公報に公告される。

第25条 国家特許庁に提出する書類の要件

1. 書類は、国語で国家特許庁に提出するものとする。商標登録出願及び商標登録証の交付申請書以外の書類を国語でない言語で提出する場合は、出願人、商標所有者又はその代理人は、書類の提出日後3月以内に国語へ翻訳した書類を提出しなければならない。
2. 出願人又は商標所有者を代理する委任状は、書面で発行しなければならない。公証人の認証を条件としない。商標登録出願及び商標登録証の交付申請書を代理人が提出する場合であって、その者が第11条4.(1)及び(2)に列挙する書類と共に委任状を提出しない場合は、委任状は、出願日後3月以内に提出しなければならない。
3. 国家特許庁に提出される書類は、全ての公認手続を免除される。
4. 出願及び他の書類の特定要件は、規則により規定する。
5. 出願人、商標所有者又はその代理人が、本法において規定する期限内に書類を提出しなかった場合、又は書類を要件に従って作成しなかった場合は、書類は、提出されなかったものとみなされ、手続行為は取られなかったものとみなされる。

第 26 条 期限

1. 第 13 条 5. 及び 6., 第 14 条 3., 第 15 条 1., 第 17 条 1., 第 18 条 4., 第 25 条 1. 並びに第 34 条 1., 2. 及び 4. に規定する期限は, 出願人, 商標所有者若しくは国際登録の所有者, 又はその代理人による請求書の提出及び所定の手数料の納付後, 1 回延長することができるが, 最初の期限の満了日後 2 月を超えてはならない。
2. 出願人, 商標所有者若しくは国際登録の所有者, 又はその代理人は, 最初の期限満了日後 2 月以内に, 期限の延長を申請することができる。期限は, 国家特許庁が決定した上で, 延長される。
3. 第 17 条 1. に規定する期限を遵守することができなかつた出願人は, 次の書類を提出した上で, 回復の機会が与えられる。
 - (1) 遵守しなかつた期限を回復するための裏付のある請求書
 - (2) 期限不遵守の理由を述べる書類
 - (3) 所定の手数料を納付したことを証明する書類
4. 3. に規定する回復の機会は, 国家特許庁長官の決定の上で, 付与される。
5. 期限延長申請又は回復の却下は, 法に規定された方法で, 裁判所に上訴することができる。

第 27 条 手数料

1. 出願その他本法に規定する手続は, 所定の手数料を納付することを条件とする。
2. 手数料の金額, 手数料の納付が求められる特定の手続, 及び手数料の納付方法は, 本法及びその他のリトアニア共和国の税法により規定される。

第4章 団体商標

第28条 団体商標に関する権利

1. 人の団体(組合, 団体, 共同企業体等)は, 団体商標の登録を出願する権利を有する。
2. 本法における全ての規定は, 第43条及び第44条の規定を除き, 団体商標に適用される。

第29条 団体商標の登録及び使用

1. 団体商標は, 人の団体の名義において, かつ, その団体商標の使用規約をその団体の承認を得て, 出願と共に提出している場合にのみ, 登録される。その規約には, 次の詳細事項を含めなければならない。

- (1) その名義において団体商標の登録出願がされる, 人の団体の名称と営業所の所在地
- (2) 人の団体の目的とその代表手続
- (3) 会員資格についての条件
- (4) 団体商標を使用する権限を有する団体構成員に関する情報
- (5) 団体商標の使用条件
- (6) 団体商標の使用条件の不遵守及び団体商標に関する権利の侵害に係る団体構成員の権利及び義務

2. 団体商標は, その団体商標を登録した団体の構成員である全ての人の同意を得た場合のみ移転することができる。

3. 団体商標は, 取引において, 商品及び/又はサービスの原産地を指定するために用いる標識又は表示から構成することができる。ただし, その商標は, 商工業における通常の道徳原理に従う使用であれば, その標識又は表示を使用することを第三者に禁止する権原をその所有者に与えるものではなく, 特に, その商標は, 取引において地名を使用する権原を有する第三者に対して権利を行使することはできない。

4. 団体商標は, 団体の少なくとも1構成員により使用された場合に, 使用されたものとみなされる。

5. 団体商標の使用を管理する規約に別段の規定がない限り, 団体商標を使用する権限を有する者は, 商標所有者からの同意を得た場合にのみ, 団体商標の侵害手続をすることができる。

6. 団体商標の所有者は, その団体商標の使用を管理する規約に何らかの変更又は補足があった場合は, 国家特許庁に届けなければならない。

7. 国家特許庁は, 商標の使用を管理する規約が1.の要件を満たさない場合, 又はその要件が公序良俗に反する場合は, 団体商標の出願を拒絶する。出願人が補正し拒絶の理由が存在しなくなった後は, その団体商標を, 本法に規定された手続に従って登録することができる。

8. 所定の手数料を納付することを条件として, 利害関係人は, 請求により, 国家特許庁において団体商標の使用を管理する規約を閲覧することができる。

第5章 商標の国際登録

第30条 商標の国際登録の有効性

1. 商標の国際登録がマドリッド議定書第3条(4)に基づいてリトアニア共和国に拡張された日後又はマドリッド議定書第3条の3(2)に基づいて国際登録の後になされた領域拡張(以下「事後の領域拡張」という)の日後は、国際登録によりもたらされる商標の法的保護は、本法に規定される手続に従って登録に適用される商標の法的保護と同一とする。
2. 1.にいう国際登録の日後は、商標の法的保護は、商標が本法の規定に従って登録されたものとしての保護と同じである。ただし、これは国際登録の対象である商標がマドリッド議定書第5条(1)及び(2)の規定に従ってリトアニア共和国において保護を拒絶されていない場合、又は当該拒絶がその後取り下げられている場合に限る。
3. 商標の国際登録に関する詳細事項は、国際事務局の国際商標公報に公告される。
4. 国家特許庁は、リトアニアに拡張された商標の国際登録に関する詳細事項をリトアニア共和国商標登録簿に記録する。

第31条 国際登録の無効

1. 国際登録の対象となった商標が、第6条の要件を満たさない場合、又は本法に規定された方法によりその商標の登録について異議申立があった場合は、国家特許庁は、マドリッド議定書に規定された期限までに、その商標の保護がリトアニア共和国において全部又は一部拒絶される旨を国際事務局に通知する。
2. 商標の国際登録は、リトアニア共和国における無効の発効日後、リトアニア共和国において無効となる。
3. 商標の国際登録が出願受理国の官庁の請求により、又はマドリッド議定書加盟国によるマドリッド議定書の放棄により取り消される場合、商標所有者は、リトアニア共和国にその商標の登録を請求して、本法に規定された手続に従って出願することができる。
4. 3.に基づく出願は、その商標の国際登録の日又は事後の領域拡張の日であって、かつ、該当する場合は優先権の付与日を十分に考慮した日に、行われたものとみなされる。ただし、次の条件が遵守される場合に限る。
 - (1) 出願が、3.に規定された理由による商標の国際登録の取消後3月の期間内にされること
 - (2) 出願が、国際登録を構成した商品及び／又はサービス以外のものから構成されないこと
 - (3) 出願が、本法の全ての要件を満たし、出願人が所定の手数料を納付していること

第32条 国際出願の提出又はリトアニア共和国における出願若しくは登録を基礎とする事後の領域拡張の請求

1. マドリッド議定書第2条(1)(i)の要件を満たす出願人又は商標所有者は、国家特許庁を介して国際出願を行わなければならない。事後の領域拡張の請求は、国家特許庁を介してか又は国際事務局へ直接行うことができる。
2. パリ条約の規定に基づく優先権の付与は、国際出願時又は事後の領域拡張の請求時に請求することができる。
3. 国際出願書類及び事後の領域拡張の請求書は、マドリッド議定書、並びに標章の国際登録に関するマドリッド協定及び同協定に関する議定書に基づく共通規則(以下「マドリッド議定

書の共通規則」という)により規定された様式で、かつ、その要件に従って提出しなければならない。

4. 国家特許庁における国際出願及び事後の領域拡張の請求及び審査の手続は、国家特許庁長官により承認されたマドリッド議定書施行手続において規定される。

5. 出願人は、国家特許庁において国際出願の審査につき所定の手数料を納付する。所定の手数料を納付したことを証明する書類を出願人が提出しない場合は、国家特許庁は、国際出願を返却する。

6. 出願人は、マドリッド議定書の共通規則に規定された手数料を国際事務局に直接納付しなければならない。

第 33 条 国内登録の国際登録による代替

1. リトアニア共和国において国内登録の対象である商標が、国際登録の対象でもある場合は、国際登録は、所有者の申出により、リトアニア共和国で有効な国内登録を代替するものとする。ただし、次の場合に限る。

(1) 国際登録が、リトアニア共和国に拡張される場合

(2) 国内登録において列挙されている全ての商品及び／又はサービスが、国際登録においても列挙されている場合

(3) 第 11 条に基づいて国家特許庁に出願後に、国際登録がリトアニア共和国に拡張された場合

2. 所定の手数料を納付した商標所有者の請求により、国家特許庁は、国内登録を国際登録によって代替することに関する詳細事項をリトアニア共和国商標登録簿に記録し、国家特許庁の公報に詳細事項を公告する。

第 34 条 商標の国際登録に適用される特例

1. 国際登録の所有者が、その商標が第 6 条の要件を満たさないとの理由で保護を付与することを拒絶する国家特許庁の決定に対して異議を申し立てる場合は、その者は、決定日後 5 月以内に、再審査を請求することができる。その者が、規定する期限内に請求しない場合は、国家特許庁の決定が最終決定とみなされる。

2. 再審査において国家特許庁がする決定に対して、国際登録の所有者が異論を申し立てる場合は、その者は、決定日後 3 月以内に、第 15 条に規定された手続に従って審判部に対して審判請求を提出することができる。

3. 利害関係人又はその代理人による商標の国際登録に対する異議申立は、国際事務局の国際商標公報における商標の国際登録に関する情報の公告日後 3 月以内に行わなければならない。この異議申立は、第 18 条 1. 及び 2. の要件を満たさなければならない。

4. 異議申立された国際登録の所有者は、保護の付与を拒絶する国際事務局への通知に表示された日後 5 月以内に、第 11 条 2. に規定された方法で代理人を任命しなければならない。かつ、異議申立に対して正当な裏付のある答弁を提出しなければならない。異議申立に対し正当な裏付のある答弁書を提出しない場合は、異議申立の審理に参加することを拒絶したものとみなされ、国際登録の所有者又はその代理人の欠席の下で、審判部が異議申立を審理するのを妨げない。異議申立の対象である国際登録の所有者が代理人を任命しない場合は、審判部による決定は、国際登録の所有者に伝達されない。

5. 国際登録の所有者により発行されたライセンスは、ライセンス契約の詳細事項が第 44 条に規定された手続に従って記録されていない場合は、リトアニア共和国において第三者に効力を有さない。
6. 第 29 条の要件は、団体商標の国際登録に適用されない。
7. 商標の国際登録の更新及びその他の国際登録に関連する問題であって、本法で取り扱われないものは、マドリッド議定書、マドリッド議定書の共通規則、及びマドリッド議定書施行手続により規定される。

第 6 章 商標登録の期間

第 35 条 商標登録の期間

商標は、出願日から 10 年の期間、登録される。

第 36 条 更新

1. 第 35 条に規定する期間の満了後、商標の登録は、商品及び／又はサービスの全部又は一部のみについて、その都度、10 年以下の期間で更新することができる。
2. 商標の登録は、国家特許庁の決定により更新される。ただし、次の書類を国家特許庁に提出しなければならない。
 - (1) 商品及び／又はサービスの全部又は一部に関する商標登録更新の請求書
 - (2) 所定の手数料を納付したことを証明する書類
3. 2. に規定する書類は、商標所有者又はその代理人が商標登録の満了前 1 年以内に提出しなければならない。
4. 商標所有者又はその代理人は、商標登録を更新するために 50% の追加手数料を納付して、商標登録の満了日後 6 月以内に更新を請求することができる。
5. 商標登録の更新に関する情報は、リトアニア共和国商標登録簿に記録され、国家特許庁の公報に公告される。
6. 商標所有者又はその代理人が、3. 及び 4. に規定する期間内に所定の手数料を納付しない場合は、商標の登録は更新されず、商標は、第 24 条に規定された手続に従ってリトアニア共和国商標登録簿から削除される。

第7章 商標の登録により付与される権利

第37条 商標保護の範囲

1. 登録商標は、商標登録証において特定された商品及び／又はサービスについてのみリトアニア共和国で有効とする。
2. 商標所有者は、本法に規定された手続に従って新たに出願する場合にのみ、商標登録の対象とされた商品及び／又はサービスの一覧を拡大することができる。

第38条 商標所有者の権利

1. 登録商標の所有者は、その者の同意を得ない全ての第三者が次の何れかの標識を業として使用することを禁止する排他権を有する。
 - (1) 商標の登録対象である商品及び／又はサービスと同一である商品及び／又はサービスに関して登録商標と同一であるもの
 - (2) 同一の又は類似の商品及び／又はサービスに関して登録商標と同一又は類似であるために、公衆の間に混同が生じる虞があるもの。この虞には、登録商標との間に関連性が生じるものを含む。
 - (3) 商標の登録対象である商品及び／又はサービスとは類似でない商品及び／又はサービスに関して登録商標と同一又は類似であるもの。ただし、登録商標がリトアニア共和国において名声を有するものであり、かつ、正当な理由のない当該標識の使用が、その商標の識別性又は名声の利益を悪用するか又は害する場合である。
2. 商標所有者は、1.に基づいて、次の事項を禁止することができる。
 - (1) 標識を商品又はその包装に付すこと
 - (2) 当該標識の下に商品を提供し若しくは市場に出し又は在庫し、賃貸借し、又はこれらの目的をもってその他何らかの態様で処分すること、又は、当該標識の下にサービスを提供若しくは供給すること
 - (3) 当該標識の下に商品を輸出入すること
 - (4) 取引書類上及び広告において標識を使用すること
 - (5) 2. (1)から(4)までに規定する行為を行うために標識を製造し又はその見本を保存すること
3. 次の場合は、1. (3)に特定する標識の識別性の侵害を構成するものとみなされる。
 - (1) 標識が法人の商号として使用されており、その標識が登録商標に類似し、かつ、その商標の登録対象である商品及び／又はサービスとの類似性のために、その標識の使用が、公衆を誤認させる場合
 - (2) 広告又は報道媒体における標識の複製又は表示が、一定の商品及び／又はサービス的一般名称を構成する印象を与える場合

第39条 商標の効果の制限

1. 第38条の規定は、商標所有者に、第三者が次の事項を業として使用することを禁止する権原を与えるものではない。
 - (1) 自身の姓名及び／又は住所
 - (2) 商品又はサービスの種類、品質、数量、用途、価格、原産地、商品製造若しくはサービス

提供の時期，又はその他の特徴に関する表示

(3) 商品及び／又はサービス，特に付属品又は予備部品としてのものについて用途を表示することが必要である場合の商標

(4) 比較広告が承認されている場合は，比較広告における商標

2. 1.の規定は，当該事項が正常な商工業慣習に従って使用される場合にのみ適用される。

第40条 商標により付与される権利の消尽

1. 商標登録は，商標所有者により又はその承諾を得てその商標が付されて欧州共同体市場に出された商品に，他人がその商標を表示することを禁止する権原を商標所有者に対して与えるものではない。

2. 1.は，所有者がその商品の更なる商品化に異議を申し立てる適法な理由が存在する場合，特に，市場に出した後にその商品の条件が変更し又は害されている場合は，適用されない。

第41条 商標所有者の授権のない商標登録

1. 商標所有者の代理人又は他人が，商標所有者から授権されずに，名義人として商標登録を出願した場合は，所有者は，出願された登録に対して異議申立をするか，又はその取消を求めるか，又は当該登録を所有者に有利に譲渡するよう求めることができる。ただし，当該代理人又は他人がその行為を正当化する場合を除く。

2. 1.に規定する場合において，商標所有者は，その所有者からの授権のないその代理人又は他人による商標の使用に異議を申し立てるために，裁判所に提訴することができる。

3. 商標所有者は，当該商標が登録されたことを知った日から3年以内に1.及び2.に規定された権利を行使することができる。

第42条 辞書又はその他の同種作品における商標の複製

1. 有効な登録商標が，辞書，百科事典，書籍又は同様の専門的内容の刊行物上で複製されたときに，その商標が，その商標の登録対象である商品及び／又はサービスの一般名称又は用語を構成する印象を与える場合は，その著者，発行者又は編集者は，その商標所有者から請求により，当該刊行物のその次の版における商標の複製に，その商標が登録商標である旨の表示を付すことを保証しなければならない。

2. 1.の規定は，電子的様式の刊行物にも適用される。

第8章 商標の移転，ライセンス許諾及び対物的権利

第43条 出願商標又は登録商標に関する権利の移転

1. 出願商標又は登録商標に関する権利は，契約に基づいて，全体として又は一部として，法人の活動に関する他の権利と共に又は別個に，移転することができる。契約に別段の規定がない限り，商標に関する権利は法人と共に移転される。
2. 出願商標又は登録商標に関する権利は，商品及び(又は)サービスの全て又は一部について移転することができる。
3. 出願商標又は登録商標に関する権利の移転は，その移転の1当事者の請求により，リトアニア共和国商標登録簿に記録される。ただし，次の書類が国家特許庁に提出されている場合に限る。
 - (1) 移転を記録することを求める請求書
 - (2) 移転を証明する書類
 - (3) 所定の手数料を納付したことを証明する書類
 - (4) 代理人に発行された委任状(該当する場合)
4. 国家特許庁は，3.に規定する書類の受領日後1月以内に提出された書類を審査し，その書類が本条の要件を満たす限り，出願商標又は登録商標の移転に関する詳細事項をリトアニア共和国商標登録簿に記録する。
5. 出願商標又は登録商標に関する権利の移転は，移転に関する詳細事項がリトアニア共和国商標登録簿に記入されていない場合は，無効とする。
6. 出願商標又は登録商標に関する権利の移転は，出願商標又は登録商標に関する権利の移転に関する詳細事項がリトアニア共和国商標登録簿に記録された日から有効となる。登録商標に関する権利の移転に関する詳細事項は，国家特許庁の公報に公告される。

第44条 ライセンス許諾

1. 商標所有者は任意で，リトアニア共和国の全域又は一部の地域において，商標登録の対象である商品及び/又はサービスの一部又は全部にその商標を表示することについての排他的又は非排他的ライセンスを第三者に付与することができる。
2. ライセンス契約の詳細事項は，契約当事者の請求により，リトアニア共和国商標登録簿に記録される。この請求と共に，次の書類を国家特許庁に提出しなければならない。
 - (1) 双方の当事者が署名したライセンス契約の締結を証明する書類又はライセンス契約の公証された抄本
 - (2) 所定の手数料を納付したことを証明する書類
 - (3) 代理人に発行した委任状(該当する場合)
3. 次の事項は，ライセンス契約の締結を証明する書類又はライセンス契約の抄本に表示されなければならない。
 - (1) 商標所有者の名称又は姓名及び住所(営業所の所在地)
 - (2) 使用権者の名称又は姓名及び住所(営業所の所在地)
 - (3) ライセンス付与の対象である商標の登録番号
 - (4) ライセンスの種類
 - (5) ライセンス付与の対象である商品及び/又はサービスの範囲の表示

(6) ライセンスの期間

(7) ライセンスが効力を有する領域

4. 国家特許庁は、3.に規定する書類の受領日後1月以内に受領した書類を審査し、その書類が本条の要件を満たすことを確認したときは、ライセンス契約の締結に関する詳細事項をリトアニア共和国商標登録簿に記録する。

5. ライセンス契約は、リトアニア共和国商標登録簿に記入された後に第三者に対して効力を有する。ライセンス契約に関し記入された詳細事項は、国家特許庁の公報に公告される。

6. 商標所有者は、契約の期間、登録商標使用の様式、付与したライセンスが対象とする商品及び(又は)サービスの範囲、商標表示の可能な領域、若しくは使用権者が製造する商品又は提供するサービスの質について、ライセンス契約における何れかの規定に反する使用権者に対して、第38条に規定された権利を行使することができる。

7. 1.から6.までの規定は、サブライセンス契約にも適用される。

第45条 対物的権利

1. 商標に関する権利については、リトアニア共和国の法律により規定された手続に従って、これを担保として与えること又は差し押えること(商標を使用、管理又は処分する権利の一時的制限)ができる。

2. 担保として与えられた商標又は差押された商標に関する権利についての譲渡抵当権登録簿又は財産差押法登録簿の管理者により通知を受けた上で、国家特許庁は、関連する詳細事項をリトアニア共和国商標登録簿に記入し、その旨の通知を国家特許庁の公報に公告する。

第9章 登録の無効及び取消

第46条 登録の無効

1. 利害関係人からの請求により、裁判所は、商標登録が第6条及び(又は)第7条の規定を満たさないとの理由で、当該登録を無効とすることができる。
2. 無効の決定を下した上で、裁判所は、有効な決定の写しを国家特許庁に送付し、国家特許庁は、第24条に規定された手続に従って当該商標を登録簿から削除する。
3. 商標登録は、第47条2.の要件を満たさない先の商標に抵触するとの理由で無効とされることはない。
4. 先の登録商標の所有者が、善意による出願の対象である後の商標が使用されていることを知りながら5年間黙認した場合は、後の商標の無効又は取消は認容されない。ただし、その共存が公衆を誤認させる虞がある又は公共秩序に反する場合は、この限りでない。
5. 商標の無効又は取消後は、交付された登録証も無効を宣言される。
6. 本法に基づいて保護される先の商標であって放棄され又は失効させられたものの先順位が共同体商標のために主張される場合は、先の商標の無効又は取消は事後的に決定される。

第47条 登録の取消

1. 次の場合は、何れかの利害関係人の請求により、裁判所は、商標の登録を登録日の後に取り消すことができる。
 - (1) 商標が、該当する商品及び/又はサービスが取引又は提供される事業の当該部分において、所有者がその商標を一般名称として取り扱ったか又はその者の不作為で又は他人がその商標をそのように取り扱った結果、登録対象である商品及び/又はサービスについての一般名称になっている場合
 - (2) 商標所有者が、又はその者の同意を得た者が、登録対象である商品及び/又はサービスについて登録商標を使用した結果、当該商標が、特にこれら商品及び/又はサービスの内容、品質又は原産地について、公衆を誤認させる虞がある場合
2. 商標登録は、登録証の交付後5年の期間内に、商標の真摯な使用がリトアニア共和国において商標所有者により開始されていない、又は所有者が、登録対象である商品及び/又はサービスにつき、商標を真摯に使用することを意思表示していない場合、若しくは商標が継続する5年間に亘り真摯に使用されていない場合は、取り消すことができる。ただし、商標の使用が、輸入制限又は所有者の管理を超えるその他の事情等の止むを得ない理由のため妨げられた場合は、この限りでない。
3. 次の事項は、2.の意味の範囲内の使用を構成する。
 - (1) リトアニア共和国商標登録簿に登録された態様での商標の識別性に变化を与えない要素において異なる形で商標を使用すること
 - (2) 専ら輸出目的でリトアニア共和国において商品又はその包装に商標を付すこと
4. 商標は、所有者から許可を得た他人がこれを使用する場合は、所有者が使用したとみなす。
5. 何人も、5年の期間の満了時と裁判所への取消申請時との間の期間に真摯な使用が開始又は再開される場合は、2.にいう理由で商標登録を取り消すべきものと主張することができない。ただし、6.に規定された場合を除く。
6. 登録取消の決定を採択する場合は、次の事情は考慮されない。

- (1) 裁判所への取消申請前3月以内の使用の開始又は再開
 - (2) 不使用の継続5年の期間の満了時の商標の使用開始
 - (3) 裁判所に取消申請がされる可能性があること又はされていることに所有者が気付いた後に初めてなされる使用の開始又は再開の準備
7. 本条にいう理由で商標取消がなされた上は、登録取消は、裁判所決定の発効日後有効となる。

第48条 商品及び／又はサービスの一部についてのみの、登録の拒絶、登録の無効又は取消についての決定

商標の出願対象又は登録対象の商品及び／又はサービスの一部についてのみの登録を拒絶すること、無効とすること又は取り消すことを決定する場合は、登録の拒絶若しくは無効若しくは取消に係る決定は、これらの商品及び／又はサービスのみを対象範囲とする。

第 10 章 紛争の解決、権利の行使

第 49 条 商標に関する紛争における管轄権を有する機関

1. 国家特許庁審判部は、第 18 条に規定された紛争を処理する。
2. 次に関する紛争は、ピリニウス地方裁判所の管轄となる。
 - (1) 国家特許庁審判部の決定
 - (2) 商標登録の無効
 - (3) 商標登録の取消
 - (4) 所有者の権利の行使
 - (5) 商標のリトアニア共和国における周知の認定
 - (6) 共同体商標に関する規則第 90 条から第 101 条までの規定に基づく共同体商標

第 50 条 権利の行使

1. 商標の出願人、所有者又はこれらの権原承継人は、自らの権利を行使するに際し、また、排他的ライセンスの実施権者は、自らに付与された権利を保護するに際し、法律に定める手続に従って、裁判所に申請を行い、次を求める権原を有する。
 - (1) 権利の承認
 - (2) 侵害行為の継続を停止させることを意図した差止命令
 - (3) 権利を現に侵害する又は損害をもたらす虞のある行為を実行することの禁止
 - (4) 逸失収益及びその他の被った経費を含む実質的損害に対する補償
 - (5) 本法及び他の法律に定めるその他の救済の適用
2. 侵害行為の継続を禁止することを意図した差止命令、及び権利を現に侵害する又は損害をもたらす虞のある行為を妨げることを意図した差止命令を確実に行使できるように、裁判所は、1. にいう者の請求があったときは、侵害者に対し、損害発生の場合の補償を確保するための適切な保証金の供託を命じることができる。
3. 本法により確立された権利の侵害に関して、侵害行為の継続を停止させることを意図した差止命令の又は第 50-4 条に定める矯正措置の適用対象である者の行為に如何なる過失もない場合は、裁判所は、この者の請求により、この者に被害者に対する金銭的補償を支払うよう命じることができる。ただし、本項にいう措置の執行がこの者に不釣り合いな損害をもたらす虞があること、及び被害者に対する金銭的補償が合理的かつ十分なものと思われることを条件とする。
4. 1. にいう者は、自らの権利を行使するに際し、媒介者であって、その者のサービスが第三者により本法で確立された権利を侵害するのに使用された者を相手として、裁判所に差止命令を申請する権原を有する。当該差止命令は、本法により確立された権利の侵害に係る情報伝達の停止若しくは媒介者が技術的に実行可能である場合は、前記権利を侵害する情報の削除、又はこれらの権利を侵害する情報を取得することの禁止を含む。そのような司法決定の遵守は、媒介者に対し、当該情報の保持又は伝達に関する行為又は無為であって、当該決定が有効になる前の状況のものについての責任を免除するものではない。
5. 商標所有者の権利の侵害に関する訴訟の審理において、被告は、商標登録の無効を求めて反訴する権利を有する。
6. 商標所有者は、裁判所へ申請して、ベルギー王国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、

ギリシャ共和国，スペイン王国，フランス共和国，アイルランド，イタリア共和国，ルクセンブルグ大公国，オランダ王国，オーストリア共和国，ポルトガル共和国，フィンランド共和国，スウェーデン王国，グレートブリテン・北アイルランド連合王国(欧州連合加盟国)とチェコ共和国，エストニア共和国，キプロス共和国，ラトビア共和国，リトアニア共和国，ハンガリー共和国，マルタ共和国，ポーランド共和国，スロベニア共和国及びスロバキア共和国との間の2003年4月16日協定であって，チェコ共和国，エストニア共和国，キプロス共和国，ラトビア共和国，リトアニア共和国，ハンガリー共和国，マルタ共和国，ポーランド共和国，スロベニア共和国及びスロバキア共和国の加盟条件及び欧州連合が基礎とする協定への調整に関して，チェコ共和国，エストニア共和国，キプロス共和国，ラトビア共和国，リトアニア共和国，ハンガリー共和国，マルタ共和国，ポーランド共和国，スロベニア共和国及びスロバキア共和国の欧州連合への加盟に関するものの付属書 II(すなわち，加盟法第20条，4.会社法，C.工業所有権という一覽)の共同体商標に関する規定に従ったリトアニア共和国の領域での共同体商標の使用に対する差止命令を求める権原を有する。

第50-1条 情報の権利

1. 本法により確立された権利の侵害に関する事件を審理するに際し，裁判所は，原告の正当な請求に応じて，手続の過程において，当事者に対し，本法により確立された権利を侵害する商品又はサービスの出所及び流通経路に関する情報，特に次に掲げる事項を直ちに提供するように命じることができる。

(1) 本法により確立された権利を侵害する商品(サービス)の生産者，製造者，流通業者，供給者その他前所有者並びに当該商品(サービス)が向けられた卸売業者及び小売業者の名称及び住所

(2) 本法により確立された権利を侵害する商品について，生産され，製造され，引き渡され，受領され又は発注された量，及び当該商品(サービス)につけられた又はつけられる筈であった価格についての情報

2. 本法により確立された権利の侵害者，その他本法により確立された権利を侵害する商品を商業規模で所有していた者，本法により確立された権利を侵害するサービスを商業規模で使用していた者又は第三者が使用して本法により確立された権利を侵害することになったサービスを商業規模で提供していた者，及び本法により確立された権利を侵害する商品の生産，製造又は流通に関与し，又は本法により確立された権利を侵害するサービスの提供に関与している旨を前記の者により指摘されていた者は，1.にいう情報を提供するように命じられることがある。

第50-2条 証拠

1. 合理的に入手でき，自らの主張を支持するに十分な証拠を提示し，かつ，当該主張を裏付けるに当たり，相手当事者の管理下にある証拠を特定した当事者からの申請があったときは，裁判所は，民事訴訟法に定める手続に従って，相手当事者に対し，秘密情報の保護を条件として，当該情報を提出するように命じることができる。裁判所は，相当数の製品の内の合理的な見本が本法により確立された権利の侵害の合理的な証拠を構成するものとみなす。

2. 本法により確立された権利の侵害が商業規模で，かつ，1.に定める条件の下でなされた場合は，裁判所は，民事訴訟法に定める手続に従って，相手当事者に対し，秘密情報の保護を

条件として、銀行、財務又は営業関係の書類を提供するよう命じることができる。当該書類が強力な理由なしに、裁判所の定める期限内に提出されなかった場合、又は証拠の使用が拒否された場合は、裁判所は、提出された証拠に基づいて決定を下す権利を有する。

第 50-3 条 証拠保全のための暫定措置及び措置

1. 証拠保全のための暫定措置及び措置の適用は、民事訴訟法及び本法により規制される。
2. 本法により確立された権利が侵害されていると疑うに足りる十分な根拠がある場合は、裁判所は、民事訴訟法に定める手続に従って、差し迫った侵害行為を妨げ、速やかに侵害行為を停止させ、また、裁判所の最終決定を執行するのに必要な暫定措置を適用することができる。すなわち、次の事項である。
 - (1) 人が本法により確立された権利の差し迫った侵害を犯すのを禁止すること
 - (2) 人に対し、本法により確立された権利の侵害を一時的に終了するよう命じること
 - (3) 媒介者が第三者にサービスを提供し、第三者が当該サービスを使用すれば本法により確立された権利を侵害することとなる場合において、媒介者にこれを禁じること
 - (4) 本法により確立された権利の主題の複製及び商品について、それらが本法により確立された権利を侵害していると疑われる場合は、それらを差し押さえ、又はそれらが流通経路に入るのを妨げ若しくは流通経路から除去すること
 - (5) 本法により確立された権利を侵害していると疑われる者の財産であって、同人又は第三者が所有するものを、銀行及びその他の信用機関の勘定を含めて、差し押さえること、また、商業規模での侵害の場合は、銀行、財務又は営業関係の書類の提供、又は当該書類の適切な閲覧を命じること
 - (6) 民事訴訟法に定めるその他の措置を適用すること
3. 2. (1) 及び(2)にいう暫定措置が適用されているにも拘らず、侵害が行われており、かつ、その侵害が継続している場合は、裁判所は、侵害を犯していると疑われる者に対し、暫定措置を申請した者が損害発生の場合の補償を確保できるための適切な保証金を供託するよう命じることができる。
4. 裁判所は、暫定措置を申請した者に対し、当該人又は暫定措置適用の利益を受ける者が本法により確立された権利の所有者又は使用者であること、及び申請人の権利が侵害されつつあること又は当該侵害が差し迫っていることを十分な確実性をもって裁判所に認めさせるために、合理的に入手可能な証拠を提供するよう要求することができる。
5. 裁判所は、ある者が、本法により確立された権利が侵害されており、又は正に侵害されようとしている旨の自己の主張を支持するために合理的に入手可能な証拠を提出した場合において、その者からの申請があったときは、秘密情報の保護を条件として、証拠保全のための暫定措置又は措置を適用し、これにより、主張された侵害に関して関連する証拠を保全することができる。これは、すなわち、次の事項である。
 - (1) 本法により確立された権利を侵害する商品を詳細に記述し、かつ、差し押さえること、又はそれら商品を単に記述すること
 - (2) 本法により確立された権利を侵害する製品、及び該当する場合はこれらの製品の生産及び／又は流通において使用される材料及び器具を差し押さえること
 - (3) 民事訴訟法に規定する他の迅速かつ効果的な暫定措置を適用すること
6. 証拠を保全するための暫定措置及び措置は、特に、遅延があれば回収不可能な損害を申請

人にもたらす虞がある場合、又は証拠が廃棄される虞が明白である場合は、被告に通知せず又は聴聞を受けさせることなしに、適用することができる。暫定措置が被告に通知せず又は聴聞を受けさせることなしに適用される場合は、被告は、遅滞なく、すなわち、少なくとも当該措置の執行後に、通知を受けなければならない。当事者からの請求があったときは、聴聞を受ける権利を含めて、暫定措置は、措置適用の通知後の合理的な期間内に、当該措置を変更し、取り消し又は確認しなければならないか否かを決定する目的で、再検討することができる。

7. 証拠保全のために適用された暫定措置又は措置が裁判所により取り消された場合、それらが申請人による何らかの行為又は無為により失効した場合、本法により確立された権利について如何なる侵害もなく、侵害の脅威もない旨を確認する裁判所の決定が効力を生じた場合、又は証拠保全のための暫定措置又は措置を申請した者が裁判所の定める期間内に訴訟を提起しなかった場合は、被告は、当該措置の適用により生じる損害に対する補償を請求する権原を有する。

第 50-4 条 矯正措置

1. 第 50 条 1. にいう者は、裁判所に申請し、当該人に損害が生じるのを防ぎ、かつ、当該人の権利の保護を保証する(例えば、侵害商品を他の商品に作り直し、又は同様の措置を適用する)ような方法で、商品を回収し、流通経路から除去するよう請求し、又は本法により確立された権利を侵害していると裁判所が認めた商品、並びに該当する場合は特定物品の創造又は製造に主として使用される材料及び器具を廃棄するよう請求する権原を有する。

2. 1. にいう措置は、当該措置を申請した者の他の要件に関係なく、その者の権利の侵害の結果として被った損害に対する補償に適用される。当該措置は、侵害の重大性と適用された措置との間の均衡性及び第三者の正当な利益を相殺すること及び考慮に入れることなく、侵害者の費用負担で実行される。

第 51 条 実質的損害の回収

1. 実質的損害の回収手続は、民法及び本法により規制される。

2. 本法により確立された権利の侵害の結果として被った実際の損害(損失)額を査定するに際し、裁判所は、侵害の実体、負わせられた損害の額、逸失収益の額、発生した経費の額及びその他の重要な事情を考慮に入れる。侵害者が挙げた利益は、第 50 条 1. にいう者の請求により、損失として認められる。本法により確立された権利を侵害する商品は、これら権利の所有者からの請求があったときは、当該所有者に移転することができる。

3. 第 50 条 1. にいう者の逸失収益の額は、本法に基づいて保護された商標が適法に使用されていたならば生じていた筈の収益の額(すなわち、商標の適法な使用に対して通常支払われるロイヤルティ)、及び収益を挙げるための条件を定めることになった可能性のある具体的事情(権利の所有者により実行された事業、用いられた手段、商標の使用に関する契約書の締結のための交渉等)を考慮して設定される。

4. 本法により確立された権利の侵害を理由として実際に被った損害(損失)の回収の代わりに、第 50 条 1. にいう者は、侵害者が適法に発明を使用していた(すなわち、許可を得ていた)ならば発生した筈の支払を請求することができ、また、侵害が故意に又は重過失により犯された場合は、前記の者は、当該支払額の 2 倍まで請求することができる。

5. 侵害者が、知りながら又は知るに足る合理的な根拠を有しながら、本法により確立された権利を侵害する行為をしたのでない(すなわち、当該人の行為に過失がない)場合は、裁判所は、第 50 条 1. にいう者の請求に基づき、侵害者の挙げた利益の回収を命じることができる。本法により確立された権利を侵害することにより、侵害者が貯えかつ／又は挙げた総額は、侵害者が挙げた利益とみなされる。侵害者が挙げた利益は、権利の所有者が侵害者と同様な利益を挙げ得たか否かを問わず、確認され、かつ、回収される。侵害者が挙げた利益を確認するに際し、権利の所有者は、侵害者が得た総収入を確認できるような証拠のみを提供しなければならない。侵害者の(経費控除後の)純利益の額は、侵害者がこれを証明しなければならない。

第 51-1 条 司法決定の公表

本法により確立された権利の侵害に関する決定を行う裁判所は、第 50 条 1. にいう者の請求により、侵害者に対し、マスメディア又はその他の手段により決定の全文又は一部を公表することを含め、採用された決定に関する情報を、自費で公表するよう命じることができる。司法決定又は採用された決定に関する情報は、裁判所による別段の判断がない限り、当該決定の発効後に告示することができる。司法決定の公表の方法及び範囲は、この司法決定において定められる。第 50 条 1. にいう者は、侵害者が、採用された司法決定に関する情報又は採用された司法決定そのものを公表するのに必要な金額を、裁判所が指定する銀行口座に前払いするよう請求することができる。

第 52 条 税関監督措置の適用

欧州連合及びリトアニア共和国の法令により定められる税関監督措置は、不法に商標を付した商品(すなわち、本法により確立された権利を侵害する商品)であって、第三国からリトアニア共和国に輸入され又はリトアニア共和国から第三国へ輸出されるものに対して適用しなければならない。

第 53 条 商標所有者の権利の侵害に対する刑事責任

商標所有者の権利の侵害に対する刑事責任については、刑法により定める。

第 11 章 最終規定

第 54 条 経過規定

1. 本法の施行前に登録出願された商標は、1993 年 6 月 3 日のリトアニア共和国商標及びサービスマーク法 No. I-173 に基づいて登録される。
2. 本法の施行前に登録された商標の所有者の権利は、本法に基づいて保護される。

第 55 条 政府への勧告

政府は、2001 年 1 月 1 日までに本法の規定に関する法令を調和させる。

第 55-1 条 共同体商標に関する規則の適用

1. 国家特許庁は、共同体商標に関する規則に基づく中央工業所有権庁とする。
2. 国家特許庁は、共同体商標に関する規則の適用に関する法令を承認する。
3. 共同体商標の登録出願の国家特許庁を通じての出願後に国家特許庁によってなされる行為の手数料は、工業所有権対象物の登録についての手数料に関するリトアニア共和国の法律及び共同体商標に関する規則に規定される手続に従って納付する。

第 56 条 本法の施行

1. 本法は、第 55 条を除き、2001 年 1 月 1 日に施行する。
2. 本法の施行時に、次の法律は無効となる。
 - (1) リトアニア共和国商標及びサービスマーク法(公報, 1993 年 No. 21-507)
 - (2) リトアニア共和国商標及びサービスマーク法に対する改正に関するリトアニア共和国の法律(公報, 1994 年 No. 89-1722)
 - (3) リトアニア共和国商標及びサービスマーク法第 4 条に対する改正及び補足に関する法律(公報, 1997 年 No. 108-2733)
3. 第 49 条 2. (4), 第 50 条 1. から 4. まで, 第 50-1 条, 第 50-2 条, 第 50-3 条, 第 50-4 条, 第 51 条, 第 51-1 条は, 地理的表示の保護に対しても準用する。